

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人平山学園の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態であるものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、本法人寄附行為第23条第1項各号により選任された評議員をいう。
- (5) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他役員及び評議員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、給与規程及び退職手当支給規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬及び賞与の額は、別表1に定める額を上限として理事会において決定する。

- 2 前項にかかわらず、本法人の教職員が常勤の役員を兼務する場合の報酬及び賞与の額は、別表2に定める額を上限として理事会において決定する。
- 3 非常勤の役員及び評議員（現に本学園の役員及び教職員である者を除く）に対する報酬等の額は別表3に定める額とする。
- 4 常勤の役員が、月の途中で就任、退任又は解任した場合は、日割り計算とする。
- 5 常勤の役員の退職慰労金の額は、別表4に定める算式により算出される額を上限として理事会において決定する。ただし、解任の場合は理事会の決定において、減額もしくは支給しないことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬及び賞与の支給時期は、給与規程に準じる。

- 2 役員退職慰労金は、任期の満了、辞任または死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第 5 条 役員及び評議員が、理事会・評議員会等会議の出席及び法人業務のため学園に勤務するときは、旅費を支給しない。

2 役員及び評議員が職務の執行にあたり、出張する場合は役員旅費規程に基づき旅費を支給する。

3 役員及び評議員が職務の執行にあたり、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第 6 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数が 50 銭未満の場合は切り捨て、50 銭以上の場合は 1 円に切り上げる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

第 1 条 この規程は、令和 3 年 10 月 21 日より施行する。

第 2 条 この規程の施行と同時に、理事長報酬規程、理事長退職金加算規程、法人役員の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附則

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する（別表 1 改訂）。

別表 1 常勤の役員の報酬（教職員と兼務しない場合）

職名	報酬額	賞与
理事長	月額 1,200,000 円	6 月 1,200,000 円 12 月 1,400,000 円 3 月 1,000,000 円
理事	月額 700,000 円	6 月 800,000 円 12 月 1,000,000 円 3 月 600,000 円

原則として、基本報酬のみとし手当等の給与は支給しない。ただし、所定福利費は通常の職員と同様に負担する。

別表 2 常勤の役員の報酬（教職員と兼務する場合）

職名	報酬額	賞与
理事長	月額 250,000 円	支給しない
理事	支給しない	支給しない

別表 3 非常勤の役員及び評議員（役員及び教職員であるものを除く）の報酬

勤務内容	報酬額
理事会・評議員会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人業務のための勤務 （学園主催の式典参加を除く）	日額 10,000 円

別表 4-1 役員退職慰労金

職名	算定方法
理事長	在任期間（年数）×支給率×250,000 円
その他常勤理事	支給しない
非常勤理事・監事	支給しない
評議員	支給しない

※在任期間 1 年未満は 1 年に切り上げる

別表 4-2 支給率

在任期間	支給率
4 年以下	100 分の 350
4 年超 8 年以下	100 分の 400
8 年超	100 分の 450